

弁護士法人苗村法律事務所主催 Web セミナー

企業がとるべき改正公益通報者保護法への実務対応

令和4年6月1日の改正公益通報者保護法施行を控え、企業においては、消費者庁により昨年公表された指針及び指針の解説に従った改正法への対応が求められています。今回の改正法では、各企業に対し、公益通報に対応するための体制の整備が義務付けられています。また、公益通報を取り扱う担当者の明確化を義務付けつつ、当該担当者には刑事罰の対象ともなり得る守秘義務を課すなど、大幅な規制の厳格化が図られています。

今回は、長年にわたる当事務所における公益通報への対応の経験を踏まえて、注意すべき改正法のポイント、公益通報がなされた場合の具体的な実務対応について解説します。

これまで苗村事務所のセミナーにご参加戴いた皆様に e-mail でご案内する小規模セミナーですので、どうぞお気軽にご参加ください。

【 日 時 】 令和4年4月8日（金）午後4時00分～午後5時00分

【 形 式 】 Zo omによるWe bセミナー

Zoom Webinar 形式ですので、皆様のお顔や音声映し出されることはありません。質問はチャットでお受けしますこと、ご了承ください。

【 講 師 】 弁護士・ニューヨーク州弁護士 苗村 博子

弁護士法人苗村法律事務所 所長

1983年大阪大学卒業、1996年シカゴ大学 L.LM 修了

企業不祥事に対して、外部窓口や社外取締役、代理人弁護士等様々な立場で対応している。また、国際案件を中心に、倒産事件から知財事件まであらゆる企業法務に対応している。

弁護士・ニューヨーク州弁護士 田中 敦

弁護士法人苗村法律事務所 パートナー

2008年京都大学法科大学院修了、2019年カリフォルニア大学バークレー校 L.LM 修了

国内外での実務経験を有し、公益通報に関する案件に多数携わっている。大阪弁護士会公益通報者保護委員会所属。関連する執筆として、『公益通報者保護の観点からみた営業秘密管理の注意点～日米の制度比較を通して～』（営業秘密官民フォーラムメールマガジン第60号 経済産業省）等。

【 対 象 】 企業の法務、総務、労務ご担当者様

【 参加費 】 無料

【 申込方法 】 次頁の参加申込書に必要事項をご記入の上 Eメールにてお申込ください。

「改正公益通報者保護法セミナー」参加申込書

下記にご記入の上、以下のメールアドレスに、弁護士法人苗村法律事務所宛にEメールでお申し込みください。後日Eメールで参加用WEBリンクをお送り致します。

e-mail address: seminar@namura-law.jp

貴社名			
住所	〒		
電話番号			FAX番号
参加者氏名	所属部課名	役職名	E-mailアドレス

お申込・ご照会先 : 弁護士法人苗村法律事務所
〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目6番8号 堂島ビルヂング7階
TEL : 06-4709-1170 FAX : 06-4709-0131

